

生活保護制度は貧困政策、国の所得保障政策・そのしくみについて

1. 「生活保護のしおり」を読んでみる。(対面授業の時には配ります)
2. 貧困、貧乏の定義は？日本の貧困線である生活保護基準の決め方？
ブースのロンドン調査・ローンントリーのヨークシャ調査
マーケット・バスケット方式から 水準均衡方式 ((中位から 7 割・相対的貧困)
3. 日本の生活保護制度の捕捉率はとても低い
※捕捉率：生活保護が適用される低所得状態の国民の何%が、保護を受けているか
(日本はイギリスの 1/5、パワーポイントの表紙を入れて 5 枚目参照)

① 親族の扶養義務を問う・生活保護法の補足性の原理 (第 3 条))

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とします。

※民法に定める扶養義務者の扶養および他の法律に定める扶助は、すべて生活保護法の保護に優先して行われます。(第 4 条)

扶養義務者とは、扶養の義務を負う範囲のことで、民法第 752 条、第 877 条により、夫婦ならびに直系の血族および兄弟姉妹で社会通念上扶養の義務を負う者を絶対的扶養義務者、三親等内の親族を相対的扶養義務者としている。

i 自立助長・・・稼得能力を審査する (医師の診断書)

ii 他法優先 (生活保護は最後の手段)・資産調査とそのあいまいさ？役所の裁量

でも急迫した事由がある場合は、必要な保護を行うことがあるので、入院してから保護となる場合もある。

4. フランスの生活保護制度の改革 (RMI エレミ) 1988 年

背景 ・国民的な運動・ホームレス支援のガトリックの団体等、保革を問わず
稼得年齢層向けの、再就職を支援する生活保護制度)

1990 年ベソン法 (住宅保障)、1992 年 7 月低所得者への医療保障、

1998 年 発展して社会保障の全体改革へ→反排除法 (エルサへ)

相談する専門職 (ソーシャルワーカーの役割) 配置

2009 年 RMI が改革されて、積極的連帯所得]、「エレサ」へ

働けば生活が良くなるような (38%まで返還しないで良い)

(保革を問わず賛成してつくった、反対した国会議員は 3 名だけだった)

4. 日本の生活保護、法律の法文と現実（なぜズレるのか？）

自立自助長の解釈・扶養義務の解釈（どの範囲まで？）

日本の文化：医療施設に救急車で運ばれてから、医療保護、生活保護の流れもある

ホームレスの人たちの平均年齢が何年たっても 50 歳で同じ？（死亡も多い）

民生委員の役割・申請主義の影響・福祉の世話になりたくない（不名誉感）

5. 外国の生活保護、その改革の方向：

各国では、扶養義務は？ 自立助長は？ 社会への参入、職業社会への参入、効果は？

何で、政策の効果を測れるのか？

フランスでは特殊出生率の UP・アメリカとイギリスの国民の貧困の度合の違い

制度が変わると、文化も変わる、国民意識が変わる

生活保護の基本原則

① 申請保護の原則（第 7 条）

保護は、要保護者、その扶養義務者またはその他の同居の親族の申請により開始します。ただし、要保護者が急迫した状況の場合は、保護の申請がなくても、必要な保護を行います。

② 基準および程度の原則（第 8 条）

保護は、厚生労働大臣が定める基準で測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭または物品で満たすことのできない不足分を補う程度で行います。

保護の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類により必要な事情を考えた最低限度の生活の需要を満たすに十分で、かつ、これを超えてはいけません。

③ 必要即応の原則（第 9 条）

保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人または世帯の事情を考慮して、有効かつ適切に行います。

④ 世帯単位の原則（第 10 条）

保護は、世帯を単位にその要否および程度を定めます。ただし、これが適さないときは、個人を単位として定めることができます。

（法律の解釈及び運用： 前 4 つの規定（1 条から 4 条）は、生活保護法の基本原理であつて、この法律の解釈および運用は、すべてこの原理に基づいて行います。）